

アスベスト問題で「支援機構」と第6回目の交渉

日 時 7月14日(木)
場 所 鉄道運輸・整備支援機構
参加者

国労側
久保業務部長
本間執行委員

機構側
轟総括課長補佐 管理部職員課
村田課長補佐 (欠席)

<交渉経過>

組合：6月末現在の石綿業務災害認定者数を明らかにされたい。

機構：6月末石綿業務災害認定者は41名となっている。

認定職場一覧

元 職 場	認定日	病 名	健康状態	作 業 内 容
加古川気動車区	04年3月	胸膜中皮腫	04年に死亡	ディーゼлмаフラー
品川電車区	04年6月	"	04年3月死亡	車両床下吹き飛ばし
苗穂工場	05年1月	石綿肺	療養中	機関車検修
大船工場	"	胸膜中皮腫	04年12月死亡	電車解体修繕
鷹取工場	05年4月	胸膜中皮腫	04年5月死亡	配管作業
大船工場	05年7月	中皮腫	03年10月死亡	天井や化粧板修繕
広島工場	05年9月	"	療養中	機関車検修
中国自動車	05年9月	"	"	自動車整備
鷹取工場	05年10月	"	"	機関車検修
浜松工場	"	石綿肺	"	"
浜松工場	"	び・胸膜肥厚	"	"
浜松工場	"	石綿肺	"	"
釧路機関区	"	中皮腫	"	"
小倉工場	05年11月	"	05年8月死亡	"
函館船員区	05年12月	"	04年12月死亡	船員作業で曝露

長野工場	"	石綿肺	05年11月死亡	機関車検修
大宮工場	05年12月	中皮腫	05年4月死亡	機関車検修
苗穂工場	"	び・胸膜肥厚	療養中	"
大宮工場	"	中皮腫	"	"
札幌客貨車区	"	び・胸膜肥厚	"	ボイラー
王寺駅	06年1月	中皮腫	04年10月死亡	配車係・隣が石綿工場
苗穂工場	06年2月	肺がん	06年2月死亡	機関車検修
篠ノ井機関区	"	石綿肺	療養中	検修・整備等
新津工場	06年3月	中皮腫	05年10月死亡	機関車検修
大船工場	"	"	04年1月死亡	製缶職場・化粧板修繕
大船工場	"	石綿肺	療養中	製缶職場・溶接
土崎工場	"	"	"	機関車検修
苗穂工場	"	"	"	製缶職場
苗穂工場	"	び・胸膜肥厚	"	機関車検修
苗穂工場	"	"	"	"
苗穂工場	"	"	"	製缶職場
品川電車区	"	"	"	ボイラー作業等に従事
浜松工場	06年5月	中皮腫	06年1月死亡	製缶職場・溶接等
函館船員区	"	胸膜肥厚	04年8月死亡	機関士
岡山機関区	"	中皮腫	02年3月死亡	機関士
幡生工場	"	"	療養中	
後藤工場	06年6月	び・胸膜肥厚	"	機関車検修
後藤工場	"	肺がん	"	製缶職場
後藤工場	"	"	04年10月死亡	機関車検修
後藤工場	"	中皮腫	療養中	製缶職場
小山電車区	"	肺がん	療養中	車両検査

組合：6月末現在の業務災害認定者以外の申請者数を明らかにされたい。

機構：石綿新法により時効が消滅したことをも受けて、認定者以外の申請者数は115名となっている。

現在申請中の職場一覧

元職場	人数	元職場	人数	元職場	人数	元職場	人数
新津工場	1	大船工場	6	苗穂工場	9	郡山工場	2
浜松工場	8	長野工場	6	五稜郭工場	1	八王子機関区	1
平機関区	1	釧路工場	1	大井工場	3	弘前運転区	1

品川機関区	1	汐留客貨車区	1	大宮工場	3	木曽福島機関区	1
函館運転所	2	松任機関区	1	武蔵野機関区	1	土崎工場	5
盛岡工場	1	新鶴見機関区	1	旭川工場	1	日進駅	1
大宮駅	1	神奈川電車区	1	武蔵野電車区	1	朝鮮鉄道	1
富良野機関区	1	水戸機関区	1	川崎保線区	1	横浜駅	1
名古屋工場	1	日立太子駅	1	尾久客貨車区	1	釧路車両所	1
静内保線区	1	長野運転所	1	静岡駅	1	青函連絡船	1
札幌客貨車区	1	横浜機関区	1	福島機関区	1	浜松機関区	1
札幌駅	1						
吹田工場	3	向日町運転所	1	多度津工場	3	鷹取機関区	3
柳ヶ浦機関区	1	鷹取工場	4	宮原電車区	1	鹿児島機関区	1
吹田機関区	2	小倉工場	1	鹿児島工場	2	豊浜機関区	1
後藤工場	1	長門保線区	1	姫路機関区	2	高松運転所	1
大阪第一運転所	2	若松人吉駅	1	広島第二機関区	1	広島工場	1
松山自動車	1	吉松機関区	1				

組合：健康診断の申込者数及び受診状況、受診結果を明らかにされたい。

機構：6月末現在、以下の通りとなっている。

- ・健康診断申込者総数 910名
- ・健康診断受診認定者数 748名
- ・申請手続中の者 122名
- ・申請手続き等の不備 40名
- ・健康診断結果として健康管理手帳交付申請者は110名に達している。

組合：健康管理手帳は、労働基準監督署の扱いである。報告された健康管理手帳交付者申請者の根拠と、判れば健康管理手帳交付者数を明らかにされたい。

機構：健康診断を受けた病院から、「健康管理手帳申請・在職確認書」の申請があるので、申請者数は判るが、申請結果は労基署扱いなので判らない。

組合：健康診断は毎年実施するが「一人1回限り」となっている。前回は交渉したが、健康被害の内容や潜伏期間の長さからして、希望者については、業務災害という性格からしても、症状等に合わせ希望に応じて毎年実施すべきである。

機構：今回の健康診断は、通達もあるが、いわゆる、不安に対応するため実施したものである。機構としては、財政的な面もあるが、健康診断については、各自行うのが原則であると考えている。健康診断で有所見となり認定基準に合致すれば業務災害補償の適用となる。従って、一人1回を原則とし、希望に応じて何回でも実施する考

えはない。

組合：石綿による健康被害は業務中に発生したものあり、当然、使用者が健康管理にも責任を負うものである。一人1回原則では、潜伏期間からしても健康管理対策上不十分である。一般的な事業とは違い被害者も沢山でている。機構側は、健康診断は各自としているが、政府並びに事業者は、加害責任という立場にたって、健康管理対策を行うべきである。我々は、引き続き実現するまで要求していくこととする。

組合：石綿の健康被害に対する個人周知について、「住所録がない」ことから、この間、OB新聞並びに三大紙（朝日・毎日・読売）と地方新聞による意見広告等により周知されてきたが、さらに徹底するために、引き続き一定の時期に意見広告など検討すべきである。

機構：すでに、この間の意見広告等で周知されたと思っている。改めて、意見広告をだす考え方はない。

組合：新聞意見広告で一定の効果があったことは評価している。しかし、全員に周知されたとは考えていない。個人周知については命に関わる問題であり積極的に検討すべきである。個人周知が出来ないとするならば、意見広告等も再度検討すべきである。

機構：現在考えていない。（対立）

以上